

令和7年度第5回 立川市公契約条例検討委員会 会議概要

開 催 日 時	令和7年6月9日(月)午前10時00分～午後11時35分	
開 催 場 所	立川市役所 210会議室	
次 第	<p>1. 報告</p> <p>(1) 所管事務調査提言書(市議会総務委員会)について</p> <p>(2) パブリックコメントについて</p> <p>2. 議題</p> <p>(1) 手続きの流れについて</p> <p>(2) 特定公契約の提出資料について</p> <p>(3) 労働報酬下限額について</p> <p>3. その他</p>	
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1：所管事務調査提言書 ・ 資料2：公契約条例の適用となる案件の流れ ・ 資料3：報告書(案) ・ 資料4：労働報酬下限額について 	
出 席 者	<p>[委員]</p> <p>森井利和, 木村辰幸, 中村知義, 松浦孝治, 小笠原一樹</p> <p>[事務局]</p> <p>五十嵐智樹(行政管理部長), 野口康浩(改革推進課長), 小出玲子(契約課長), 今井治(工事契約係長), 岡田幸子(品質管理課長), 野口麻衣子(品質管理係長), 中村寛之(土木品質係長), 福田順史(設備品質係長), 武田智子(品質管理係)</p>	
公 開 ・ 非 公 開	公開	
傍 聴 者 数	0人	
委員からの意見、質問及びそれに対する回答		
意見・質問	回 答	
<p>1. 報告</p> <p>(1) 所管事務調査提言書(市議会総務委員会)について</p> <p>(2) パブリックコメントについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理課長が「所管事務調査提言書」を説明。 ・ パブリックコメントの回答はなかった。 ・ 立川市公契約条例(案)を3点修正予定。 1. (目的)の最後の部分「つながることを目的とする」を「つなげることを目的とする」に修正。 2. (定義)の(3)に 特定公契約にPFIに関係することを追加。 	

<p>* PFI 事業が対象になるならば、労働者、下請業者にきちんとお金が行っているか良くみてもらいたい。</p> <p>2. 議題</p> <p>(1) 手続きの流れについて</p> <p>* 公表の「弁明の機会」とは。</p> <p>* 契約解除や公表された業者は、競争入札におけるペナルティは考えているか。</p> <p>(2) 特定公契約の提出資料について</p> <p>* 立川市は提出書類の統一、電子申請などで事務の煩雑化に対策を考えておられるが、報告書をだすタイミングは。</p> <p>* 下請、再下請のところをチェックできる体制を持っていた方がいい。</p> <p>* 第 11 条では「特定受注者若しくは特定受注関係者」となっているので下請の立入調査も可能である。</p> <p>* 委託、指定管理協定の場合は範囲とタイミングは。</p> <p>* 実際、調査するには強制力がなく、タイミング、労働者が窓口に来てきたときの対応等、市役所側も難しいだろう。</p> <p>* 全部網羅する必要もなく何件か狙ってやる方法もある。</p>	<p>3. 附則として第 1 条（施行期日）・第 2 条（経過措置）を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理課長が資料 2 に基づき手続きの流れを説明。 ・ 公表の前に、弁明の機会を入れてどうしてできないのか理由を確認する。 ・ 立川市競争入札等参加停止基準によりの参加停止の処分になる。 ・ 品質管理課長が報告書（案）について説明 ・ 工事は最初半年後ぐらいに一度、単年度の工事なら最後にもう一度。複数年の場合は年度の終わりに一回頂くと考えている。報告は LoGo フォームなどインターネット上でできるよう考えている。 ・ はじめは施行規則第 3 条の業務。2 年後ぐらいに改めて、審議会で範囲や種目など議論していきたい。タイミングは、例えば 3 年契約の場合、最初の 1 か月後と 3 年間の報告は年度ごとに頂くと考えている。
---	---

<p>(3) 労働報酬下限額について</p> <ul style="list-style-type: none"> * 労働報酬下限額の発表は毎年4月1日か。他市は。 * 翌年10月に最低賃金と逆転することもあり得る。 * 最低賃金を下回るとは駄目だと明記した方がいい。 * 指定管理の賃金は毎年変更した方がいいのでは。 * 資料4-2、下限額を決める際の資料としてわかりやすい。臨時国家公務員の賃金は23区に比べると立川市は低い。臨時国家公務員の時給も参考に調べてほしい。 * 他市の賃金だけでは根拠としては不足、もう少し材料を多く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質管理課長が労働報酬下限額について説明。 ・ 4月1日に出したい、他市も4月1日。最低賃金の発表が前年10月1日、半年以内に決めなくてはいけない。 ・ 手引きの19番最後に入れる。 ・ 指定管理制度については、基本協定において契約期間まとめて指定管理料を示す場合と、年度毎の年度協定において指定管理料を事業者との協議により決定しているため、ここで明確化する必要はないという認識である。 ・ 条例が9月議会に提案する予定。次回はその後9月に開催したい。
--	--